

町長提出議案

件名	議決結果	議決月日
令和元年度松前町一般会計補正予算（第4回）	原案可決	9月9日
令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	原案可決	9月9日
令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）	原案可決	9月9日
令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	原案可決	9月9日
令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第2回）	原案可決	9月9日
令和元年度松前町病院事業会計補正予算（第1回）	原案可決	9月9日
松前町表彰条例による表彰について〔12件〕	原案可決	9月9日
松前町森林環境譲与税基金条例制定について	原案可決	9月9日
松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月9日
松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	9月11日
教育委員会教育長の任命について	同意	9月11日

■決算審査特別委員会付託（9月10日）→P28にあらましを掲載

件名	議決結果	認定月日
平成30年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について	認定	9月11日
平成30年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	9月11日
平成30年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	9月11日
平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定	9月11日
平成30年度松前町水道事業会計決算認定について	認定	9月11日
平成30年度松前町病院事業会計決算認定について	認定	9月11日

町長報告議案

件名	報告月日
平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について	9月9日

議員提出議案

■厚生文教常任委員会委員長発議

件名	議決結果	議決月日
「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について	原案可決	9月11日
「給食費の無償化」を求める意見書について	原案可決	9月11日
「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について	原案可決	9月11日
特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について	原案可決	9月11日

■総務経済常任委員会委員長発議

件名	議決結果	議決月日
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	原案可決	9月11日

■議長発議

件名	議決結果	議決月日
水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会の設置について	原案可決	9月11日
議会改革に関する調査特別委員会の設置について	原案可決	9月11日

令和元年松前町議会

第3回定例会

9月9日～11日

令和元年松前町議会第3回定例会は、9月9日に開会し、11日閉会しました。今回の議会は1件の行政報告をはじめ、町長から29件、議員発議で7件の議案が提出され、いずれも原案どおり可決、同意されました。提出された議案などは左表のとおりです。平成30年度各会計の決算認定6件は、決算審査特別委員会に審査付託され、いずれも認定されました。なお、一般質問の内容については、議会だより（12月発行）でお知らせします。

行政報告

松前高等学校による
フランス国ブザンソン市
訪問事業の再開について

松前高等学校は、地域文化や産業を学ぶ「松前学」、「書道教育」、「国際理解教

育」を三つの柱に掲げ、地域の特色を活かした教育に力を入れております。柱の一つである「国際理解教育」では、平成22年度から松前藩の家老、蠣崎波響が描いた「夷酋列像」を所蔵する縁で、フランス国ブザンソン市のルイ・パスツール高校との交流を行っ

てきました。

しかしながら、平成27年11月にパリ市内でテロによる爆破事件が発生したことにより、平成28年度以降、フランス訪問への不安の声が高まり中止を余儀なくされました。

去る4月26日、27日の2日間の日程で、フランシユ・コンテ道場協会会長ジェネスチエ・ジェラルド氏ほか同道場の指導員など13名の方が来町され、松前中学校では生徒達に柔道を指導、また松前高等学校では書道を体験し、交流を図ったところであります。

ジェラルド氏からは、ブザンソン市長やルイ・パスツール高校校長から「松前高校生のブザンソン市訪問事業の再開を待ち望んでいるとともに、再開されれば大歓迎したい。」との意向が伝えられました。

松前高等学校では、7月に全校生徒および全保護者を対象に、フランス訪問に対するアンケート調査を

実施した結果、保護者は60%

9%が賛成、また生徒においては83.8%が賛成という結果を踏まえ、事業を実施したい旨の意向が町に対し伝えられたところであります。実施時期については、3年生も派遣対象としたいため、就職・進学が目途が立つ2月に実施したい旨の意向が示されたところであります。

町としては、松前高等学校の「国際理解教育」への傾注と魅力づくり、地域協力協定を結んでいるブザンソン市との交流を絶やさないため、生徒の安全に万全を配しながら訪問事業を再開することといたしました。

今後、来年2月の実施に向け、第4回定例会に関係予算を計上させていただきたいと考えております。

議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力をいただきたくご報告申し上げます。

上げます。

令和元年度 補正予算

一般会計(第4回)

予算総額

54億1千9百88万円に

既定の歳入歳出予算の総額に2億8百83万3千円を追加し、予算総額は54億1千9百88万円となりました。

補正の主な内容は、公共用地購入費、プレミアム付商品券発行事業補助金(町単独分)、道路除排雪委託料などです。

国民健康保険特別会計

(第2回)

予算総額

12億5千3百14万8千円に

既定の歳入歳出予算の総額から百35万2千円を減額し、予算総額は12億5千3百14万8千円となりました。

補正の主な内容は、北海道国民健康保険団体連合会負担金などです。

介護保険特別会計

(第2回)

保険事業勘定の予算総額

10億3千8百58万6千円、

サービス事業勘定の予算総額

1千2百60万9千円に

保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に4千4百50万3千円を追加し、予算総額は10億3千8百58万6千円となりました。

補正の主な内容は、介護給付費準備基金積立金などです。

また、サービス事業勘定では、既定の歳入歳出予算の総額に25万8千円を追加し、予算総額は1千2百60万9千円となりました。

補正の内容は、一般会計繰出金の増額です。

後期高齢者医療特別会計

(第1回)

予算総額

1億1千3百28万4千円に

既定の歳入歳出予算の総額に49万1千円を追加し、予算総額は1億1千3百28万4千円となりました。

補正の内容は、北海道後期高齢者医療広域連合納付金保険料等および一般会計繰出金の増額です。

水道事業会計(第2回)

収益的支出の予算総額

1億7千3百92万2千円、

資本的支出の予算総額

2億1千74万2千円に

収益的収支勘定の支出の予算総額に3百36万2千円を追加し、予算総額は1億7千3百92万2千円となりました。

補正の主な内容は、修繕費などです。

また、資本的収支勘定の支出の予算総額に9百85万円を追加し、予算総額は2億1千74万2千円となりました。

補正の主な内容は、配水管改良工事に係る経費などです。

収益的収入の予算総額
13億3千9百97万5千円、
収益的支出の予算総額
13億8千13万4千円、
資本的収入の予算総額
3千8百55万2千円、
資本的支出の予算総額
5千9百71万9千円に

収益的収支勘定の収入において、一般会計からの繰入金1億円を追加し、予算総額は13億3千9百97万5千円、収益的収支勘定の支出の予算総額に10万1千円を追加し、予算総額は13億8千13万4千円となりました。

また、資本的収支勘定の支出の予算総額に8百80万2千円を追加し、予算総額は3千8百55万2千円、資本的収支勘定の支出の予算総額に1千2百60万5千円を追加し、予算総額は5千9百71万9千円となりました。
補正の内容は、患者送迎バスの購入費です。

条例の制定・改正など

条例の制定

松前町森林環境譲与税基本条例

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第27条の規定により、森林環境譲与税が市町村および都道府県に対して譲与されることに伴い、松前町が実施する森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるため、条例を制定しました。

松前町会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例

特別職非常勤職員および臨時的任用職員の現行制度は、任用・勤務条件に関する取扱いが各地方公共団体でまちまちであったことから、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、統一的な取扱いを定めたことにより、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件が

厳格化され、新たに会計年度任用職員制度が創設されたため、条例を制定しました。

条例の改正

松前町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

松前町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことや、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、非常勤の特別職の任用要件が厳格化されたことに伴い、各施設の管理人や学校技能員などを非

常勤の特別職として任用できないため、条例の一部を改正しました。

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布されたことに伴い、この内閣府令と同様の基準内容に改めるため、条例の一部を改正しました。

松前町印鑑条例

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正しました。

松前町手数料条例

都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事務が北海道から権限移譲され、北海道に準じて同

額で設定している手数料を、10月1日からの消費税率の引上げなどに応じて改正された「北海道建設部手数料条例」に準じて同額になるよう、条例の一部を改正しました。

松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、この基準省令と同様の基準内容に改めるため、条例の一部を改正しました。

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、この基準省令と同様の基準内容に改めるため、条例の一部を改正しました。

教育委員会教育長の任命

令和元年10月2日をもって任期満了となる宮島武司氏（博多）を、引き続き教育長として任命したい旨、議会の同意を求め、採決の結果、同意されました。

選挙管理委員及び同補充員の選挙結果について

次の方々が選挙管理委員、選挙管理委員補充員として当選されました。

- 選挙管理委員
 - ▼岩尾 康史 氏（福山）
 - ▼木村 初枝 氏（赤神）
 - ▼川村 友之 氏（朝日）
 - ▼松尾 清英 氏（唐津）
- 選挙管理委員補充員
 - ▼山本 勝美 氏（静浦）
 - ▼高橋由美子 氏（江良）
 - ▼黒木 順子 氏（豊岡）
 - ▼圓子 秀昭 氏（館浜）

令和元年度 松前町表彰

各分野にわたり町政振興に寄与されてきた10個人、2団体を表彰することに決まりました。表彰式は11月7日(木)にふれあい交流センター（唐津）で行われる予定です。

功労表彰

- ▼伊藤 幸司 氏（唐津）
町議会議員の功労
- ▼塚 繁光 氏（江良）
町議会議員の功労
- ▼福島 憲成 氏（唐津）
固定資産評価審査委員の功労
- ▼石山賢三郎 氏（静浦）
納税貯蓄組合長の功労
- ▼佐藤武士郎 氏（静浦）
納税貯蓄組合長の功労
- ▼石山裕紀子 氏（静浦）
民生委員・児童委員の功労
- ▼伊藤 和子 氏（唐津）
民生委員・児童委員の功労
- ▼中村 ヒデ 氏（月島）
民生委員・児童委員の功労
- ▼疋田 徹勝 氏（清部）
消防団員の功労
- ▼東館 修次 氏（原口）
消防団員の功労
- ▼松前神楽松前ブロック連合保存会（神明）
松前の伝統文化振興の功労
- ▼三協機械建設株式会社（月島）
町政振興のために多額の寄附をされました。

善行表彰

町政意見箱

町の仕事に対する率直なご意見やご提案を募集するため、役場・総合センター・各支所の5カ所に町政意見箱を設置しています。

8月中に寄せられたご意見やご提案の内容をお知らせします。なお、ご意見などの内容は簡潔にしております。

ご意見①

松前中学校に扇風機を設置して欲しい。

↓各小学校も含めて学校と協議し、検討します。

ご意見②

町民総合センター前の玄関に車が駐車され、通行の妨げになっているので、駐車場を利用して欲しい。

↓事故防止等の観点からも、町民総合センター利用者に對して、今後も引き続き注意喚起を実施していきます。

ご意見③

温泉休養センターへの要望を受付に伝えているが、改善されていない。また、利用者の声を聴くポストなどを設置するのが当然だと思う。

↓指定管理者に対して、施設の運営に関し、利用者からの意見や要望があった場合は、町の担当者へ報告し、適切に対応するよう指導を行いました。

ご意見は、施設の指定管理者と共有し、要望や意見を反映するよう努めてまいります。

また、利用者の声を聴くポストなどは設置しませんが、ご意見や要望がある場合は、温泉休養センターや商工観光課へお願いします。

問

▽温泉休養センター

☎42-4919

▽商工観光課

☎42-2275 ㊦238